



「かんじき」
作・ペタもっち

www.facebook.com/batamocchiaikoukai

戦没者等のご遺族の皆さまへ 「第十一回特別弔慰金」の請求はお済みですか？

令和2年4月から、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求を受け付けています。

■支給対象者
戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に支給されます。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等以内の親族（甥姪など）

【注意事項】
※ 戦没者等が死亡後に生まれた人は当てはまりません。
※ 4については、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容 額面25万円、5万円償還の記名国債
■請求期間 令和5年3月31日まで
※ 請求期間を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

☎ 福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内 受給には手続きが必要です

・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
・ 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

■支給対象世帯と申請の有無（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員が令和3年度
「住民税均等割が非課税」の世帯
※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象になりません。

**対象世帯には、確認書が届きます。
中身を確認、記入して5月2日(月)までに
ご提出ください。※郵送可**

※世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合は、別途申請が必要です。福祉課窓口へご相談ください。

令和3年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入となった世帯

**9月30日(金)までに申請が必要です。
福祉課窓口へご相談ください。**

⚠️ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少で給付申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

☎ 福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637(本庁舎1階⑧窓口)
内閣府住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎0126-526-145

しごと

■企業在職者対象の講習
▷デジタル化支援講習
期間 2月15日(火)、17日(木)
場所 鷹巣技術専門学校
時間 9時～16時
対象者 県内企業、団体に所属している方
定員 10名(先着順)
受講料 無料
申込締切 2月8日(火)
☎ 鷹巣技術専門学校 ☎84-8351

■秋田働き方改革推進支援センター出張相談会のご案内
就業規則の作成方法、労務管理全般の相談、雇用関係助成金の活用などについて、社会保険労務士が無料でご相談に応じます。
日時 2月9日(水) 13時～16時
会場 北秋田市商工会 本所
※事前予約制(相談日前日までに電話にてお申込みください)
☎ 秋田働き方改革推進支援センター ☎0120-695-783 または ☎018-865-5335

■新しい働き方・休み方を実践するために年次有給休暇を上手に活用しましょう!
秋田労働局雇用環境・均等室では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のため、年次有給休暇の取得促進を推進しています。
新型コロナウイルス感染症対策として実践している新しい働き方・休み方を続けていくために、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する「年次有給休暇の計画的付与制度」や柔軟な働き方・休み方に資する「時間単位の年次有給休暇制度」の導入が効果的です。ぜひ、導入をご検討ください。

※時間単位の年休制度、年休の計画的付与制度の導入には就業規則への記載と労使協定の締結が必要です。
☎ 秋田労働局雇用環境・均等室 ☎018-862-6684

おしらせ

■出張くらしの相談会
多重債務、生活再建、ローン、相続、成年後見、コロナ禍など、日常のくらし全般に関する相談について応じます。
1人で悩まず、お気軽にご相談ください。
日時 3月5日(土) 13時～16時
場所 北秋田市交流センター 第1研修室
※相談料無料・秘密厳守・事前予約制
☎ 秋田なまはげの会(担当・梅崎) ☎018-866-4646

■第22回全国障害者スポーツ大会(栃木大会)個人競技の選手選考方法「推薦応募制」
新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、第22回全国障害者スポーツ大会(栃木大会)の予選大会を実施できなかったため、特例として推薦応募制による選手選考を行います。
申込方法
▷身体・知的障がい者は福祉課地域障がい福祉係、精神障がい者は北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部から推薦書類を受け取り、提出してください。(推薦書類は協会HPからダウンロードできます)
▷学校在学生、施設利用者(入所・通所問わず)は市役所窓口での対応はありませんので、それぞれの所属先に確認してください。ただし、令和4年4月より在宅の場合は市役所窓口で対応します。
▷推薦応募書類には、参考となる自己記録・結果を記載し、関連書類を添付の

うえ提出してください。
提出期間 4月1日(金)～5月10日(火)
※福祉課地域障がい福祉係への提出締切は5月2日(月)まで
大会派遣期間 10月27日(木)～11月1日(火)
☎ 秋田県障害者スポーツ協会 ☎018-864-2750
福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637

■「筆界特定制度」の利用について
「筆界特定制度」とは、法務局が現地における筆界(境界)の位置を特定する制度です。実地調査や測量を含む様々な調査を行ったうえで、もともとあった筆界を明らかにします。
隣接地との筆界が分からず困っている方、筆界について隣地の所有者と意見が一致せずに困っている方、隣地の所有者の所在が不明等の事情で筆界の確認をすることが出来ない方は、ぜひこの制度をご利用ください。
☎ 秋田地方法務局登記部門筆界特定室 ☎018-862-1442

■「法定相続情報証明制度」を利用しましょう
「法定相続情報証明制度」とは、相続が発生した際、戸籍謄本等と相続人を一覧にした図(法定相続情報一覧図)を法務局に提出していただくと、登記官が確認したうえで、法定相続人を特定した公的な証明書を無料で必要とする通数を発行する制度です。
この証明書を提出すると、各種手続きの時に戸籍謄本等の提出が不要となり、複数の手続きを同時に行うことが出来るなど、スムーズな相続関係手続が行えますので、ぜひご利用ください。
☎ 秋田地方法務局登記部門 ☎018-862-1174